

ア 対話の目的

県は、入札参加資格審査の通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、県および入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、県の業務要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

イ 対話参加者

入札参加資格審査の通過者で対話を希望する参加グループ
なお、競争的対話は、入札参加資格審査の合格者のみ行うこととする。

ウ 申込方法

県は、「対話実施要領」を県ホームページで配布する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。

エ 申込期間

令和4年7月19日（火）～令和4年7月29日（金）午後5時まで（必着）

オ 対話実施日（予定）

令和4年8月22日（月）～令和4年9月9日（金）（予定）

※対話実施日については、令和4年7月8日頃に県ホームページにて案内を行う。

カ 対話における議題・質問等

県は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、県および入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。詳細は、「対話実施要領」において確認すること。

また、競争的対話の実施後に追加の質疑回答を設ける場合がある。

キ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った入札参加者に通知する。ただし、入札参加者の提案、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。

ク 回答通知日

令和4年9月16日（金）（予定）